

告 示 第 6 7 4 号

令和 7 年 5 月 1 4 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

生活保護法等に基づくレセプト縦覧点検業務委託契約に係る制限付き一般競争入札の実施及びこの入札に参加する者の資格について（公告）

生活保護法等に基づくレセプト縦覧点検業務委託契約に係る制限付き一般競争入札を実施するについて、この入札に参加する者に必要な資格を地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 5 第 1 項及び第 1 6 7 条の 5 の 2 の規定に基づき次のとおり定めたので、同令第 1 6 7 条の 5 第 2 項及び第 1 6 7 条の 6 第 1 項並びに鹿児島市契約規則（昭和 6 0 年規則第 2 5 号）第 3 条の規定により公告します。

なお、この契約に係る制限付き一般競争入札に参加する資格を得ようとする者は、下記の要領により制限付き一般競争入札参加資格審査申請書を提出してください。

記

1 入札に付する事項

生活保護法等に基づくレセプト縦覧点検業務委託契約

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 1 1 年 4 月 1 6 日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされている者（更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされている者を除く。）でないこと。
- (4) 納期の到来している鹿児島市の市税（特例猶予の適用を受けているものを除く。）を完納していること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。

- (6) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (7) 地方公共団体等における診療報酬明細書点検業務の契約実績が過去3か年度においてあること。
- (8) 鹿児島市内の主たる事務所又は営業所において、診療報酬明細書点検の資格を有する者が雇用されていること。
- (9) 契約後、この委託業務を適確に処理できる経営の規模及び状況にあると認められること。
- (10) 鹿児島市内に主たる事務所又は営業所を有する法人であること。
- (11) この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

3 審査申請書の交付及び申請受付期間等

- (1) 用紙の交付及び申請受付期間
令和7年5月14日（水）から同月23日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- (2) 用紙の交付及び申請受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 用紙の交付場所、申請受付場所及び問い合わせ先
鹿児島市山下町11番1号
鹿児島市保護第一課 給付医療係（別館4階）
電話 099-216-1251
- (4) 提出書類
 - ア 制限付き一般競争入札参加資格審査申請書
 - イ 商業登記簿に係る登記事項証明書
 - ウ 本市が発行する滞納がないことの証明書（徴収猶予を受けている場合は、猶予を受けていることが確認できる証明書類）
 - エ 印鑑証明書（原本）
 - オ 決算書の写し
- (5) 提出部数
各1部
- (6) その他
 - ア 交付する用紙は、全て鹿児島市ホームページにおいて入手することができる。
 - イ 提出先に持参、郵送又は宅配便の方法により提出すること。なお、郵送又は宅配便の場合も受付時間内に必着とし、天災等によるやむを得ない場合を除き、輸送途中のトラブル等は考慮しない。
 - ウ 入札参加資格があると認められた者であっても入札日までに2(1)から(11)までに掲げる要件を全て満たさなくなったときは、その者は入札に参加することができない。

4 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

令和7年6月12日（木）午後3時から

(2) 場所

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市役所本館3階物品第一入札室

5 入札保証金

免除とする。

6 最低制限価格

設定する。

7 郵送による入札

認めない。

8 入札の無効に関する事項

(1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者及び申請書に虚偽の記載をした者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 記名のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札

エ 2以上の入札書（他の入札参加者の代理人として行う入札を含む。）による入札

オ 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

カ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札

キ 再度入札における前回の入札の最低金額以上の金額による入札

ク 明らかに連合によると認められる入札

ケ その他入札に関する条件に違反した入札

(2) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出すること。

(3) 初度又は再度の入札に参加しなかった者及び無効な入札をした者は、当該契約に係るその後の再度の入札に参加することはできない。

(4) 同価入札をした者は、くじによる落札決定においてくじを辞退することはできない。

(5) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。